

八王子市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
1	対象事業者	どのような事業所が対象になるか。	八王子市内に所在し、以下を満たす事業所が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業所、またはケアプランデータ連携標準仕様で情報連携を行う居宅サービス事業所 ・ ケアプランデータ連携システムの導入予定がある ・ 暴力団関係でない ・ 市税の申告・納付に問題がない
2	対象事業者	訪問介護事業所や通所介護事業所も対象になるか。	ケアプランデータ連携標準仕様に基づく情報連携を行う場合は対象になります。
3	対象事業者	既にシステムを導入済みの場合は対象になるか。	導入「予定」が要件のため、既に導入済みの場合は原則対象外となります。
4	補助対象経費	どのような費用が補助対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプランデータ連携システム専用のパソコン等機器購入費 ・ パソコン、タブレット端末の周辺機器、Wi-Fiルーターなど
5	補助対象経費	既存パソコンの買い替えは対象になるか。	ケアプランデータ連携システム専用として使用する場合は対象になります。
6	補助対象経費	ソフトウェアの利用料は対象となるか。	対象外です。 (例：月額利用料、ライセンス更新料)
7	補助対象経費	設置費用や工事費は対象になるか。	機器設置に必要な付帯機器は対象です。 工事費は原則対象外となります。
8	補助額	補助金はいくらもらえるか。	補助率は10/10（全額補助）で、1事業所あたり上限10万円です。
9	補助額	複数回申請できるか。	できません。 1事業所1回限りです。 追加交付はできませんので、事業所ごとに経費をまとめた上で、交付申請をしてください。
10	申請・手続き	申請期間はいつまでか。	交付申請は、令和8年7月1日（水）～令和8年12月15日（火）の間に行う必要があります。

八王子市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
11	申請・手続き	申請前に機器を購入してもよいか。	できません。 交付決定後に契約および支出したものののみ対象です。
12	申請・手続き	予算がなくなった場合はどうなるか。	期間内であっても受付が終了する場合があります。
13	申請・手続き	交付申請にはどの様式を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号様式「補助金交付申請書」 ・第2号様式「補助金導入計画書」 ・関係書類（見積書等）
14	実績報告	実績報告の期限はいつまでか。	令和9年1月31日までです。
15	実績報告	実績報告時にどの様式を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・第6号様式「補助金実績報告書」 ・別紙1「補助金実績額内訳書」 ・実績額内訳書に記載された補助対象が支払済であることを証する書類の写し ・必要書類（領収書等） ・導入した介護ソフト、機器等の写真等 ・ケアプランデータ連携システムを導入したと確認できる書類
16	実績報告	補助金の支払いはいつ頃か。	実績報告後、交付額が確定し、その後請求書提出により支払われます。
17	利用要件	機器を購入すれば申請だけでよいか。	いいえ。 実際にケアプランデータ連携システムを導入する必要があります。
18	利用要件	購入した機器を他用途に使えるか。	できません。 補助目的外の使用、譲渡は禁止されています。
19	税関連	消費税の報告は必要か。	<p>必要です。 様式10号様式「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出してください。</p> <p>遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに報告してください。</p>
20	税関連	仕入控除税額が発生した場合は。	その分は市へ返還する必要があります。

八王子市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
21	取消・返還	どんな場合に返還が必要になるか。	以下の場合です。 <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽申請 ・不正受給 ・要件違反